

新型コロナウイルス感染症 岡山県医療ひっ迫警報 県から感染拡大防止のためのお願い

2022年12月20日

県民の皆様へのお願い

●基本的な感染防止策の徹底

- 発熱、のどの痛み、倦怠感など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
- 手洗い等の手指衛生、3密（密閉・密集・密接）の回避を徹底すること
※定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- 「マスクコード」（P.3参照）を遵守すること
※屋外で、会話をほとんど行わない場合や十分な距離（2m以上を目安）が確保できる場合はマスク着用は不要です。
- 会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は、第三者認証店（P.9参照）など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所へ外出する場合は、感染防止策をより一層徹底すること

●体調不良時の備え

- 抗原定性検査キット（P.9参照）や自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等をあらかじめ購入しておくこと

●適切な受診への協力

- 13歳から64歳までの重症化リスク因子がない方で、症状が軽い場合は、抗原定性検査キットを用い、陽性者診断センター（P.9参照）の利用を検討すること
- 受診する際は、休日や夜間ではなく、なるべく平日の日中に、かかりつけ医や、最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）を受診すること
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること

高齢者施設・医療機関等へのお願い

- 高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）、医療機関においては感染対策のガイドライン等（学会の作成したガイドライン等）に基づく対応を徹底すること
- 施設内・院内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、基本的な感染対策を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなくフェイスシールド等も着用し、目を守ること
- 休憩室、更衣室で、マスクなしの会話を控える、密にならない、換気に努める等過ごし方に十分気をつけること
- 飲食の時も、会話の際は必ずマスクを着用し、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させないこと
- 面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること
- 退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること
- 高齢者及び障害者の施設・事業所については、職員に対する定期的な検査を実施すること
- 入所者、職員等へのワクチン接種を接種医療機関と調整の上、迅速に進めること
- 感染者・濃厚接触者となった職員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと
- クラスターが起り得ることを前提に、準備（医療支援の体制確保、業務継続体制の確保等）を行うこと